

迷惑電話 発着信ブロックサービス利用規約

2022 年 12 月 1 日時点

第 1 条（目的）

沖縄セルラー電話株式会社（以下「当社」といいます。）は、この迷惑電話 発着信ブロックサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより迷惑電話対策サービス及びこれに付随するサービス（以下個別に又は総称して「本サービス」といいます。）を提供します。

第 2 条（本規約）

本サービスの利用に関しては、本規約のほかに、当社が定める各種の規約、注意事項（当社が随時契約者に行う通知を含みます。以下総称して「本規約等」といいます。）が適用されます。本サービスのご利用にあたっては、本規約等の内容に同意いただく必要があります。

2 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、また、本規約等を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規約及び当該変更の効力発生時期を、本サービスに係る Web サイトに掲載して周知するものとします。また、改定された本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービス内容及び料金その他提供条件は変更後の本規約等によります。

第 3 条（用語の定義）

本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
課金開始月	本サービス利用契約の申込を当社が承諾した日が属する月の翌月をいいます。
契約者	本サービス利用契約を当社との間で締結する者をいいます。
指定メールアドレス	迷惑電話判定レポートの送信先メールアドレスとして契約者が指定する、契約者又は利用者の電子メールアドレスをいいます。
トビラシステムズ	迷惑電話データベースを管理する、トビラシステムズ株式会社をいいます。
反社会的勢力	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者を総称していいます。
本サービス利用契約	本規約に基づく、本サービスの全部又は一部の利用に係る契約をいいます。
本着信	本電話番号への着信（当社が別途指定するアプリケーションを用いた着信を含みます。）をいいます。
本電話番号	契約者による au ひかりちゅら電話サービスの利用のため、当社が指定し

	又は割り当てる電話番号をいいます。
本発信	本電話番号からの発信（当社が別途指定するアプリケーションを用いた発信を含みます。）をいいます。
本発着信	本着信及び本発信を個別に又は総称していいます。
本ログ項目データ	迷惑電話データベースの作成及び更新に用いられるデータであって、(i)本 HGW の製造番号、本発着信の総件数、発着信日時及び通話時間、(ii)本発着信のうち迷惑電話と判定されたものの件数、発信元電話番号、発信先電話番号及び発着信日時、並びに(iii)本 HGW の管理画面において「拒否」若しくは「許可」が選択された電話番号を個別に又は総称していいます。
本 HGW	契約者による au ひかりちゅら電話サービスの利用にかかる回線に接続される機器であって、契約者による au ひかりちゅら電話サービスの利用に関し当社から契約者にレンタルされる、当社所定のホームゲートウェイ機器をいいます。
迷惑電話	振り込め詐欺、電話勧誘販売、投資詐欺、ワン切り等、電話を受けた者又はかけた者に対して不当に精神的又は経済的負担を与える結果を生じる可能性が高い電話をいいます。
迷惑電話対策サービス	本発信の発信先電話番号が迷惑電話番号であるか否かを判定し、当該発信先電話番号が迷惑電話番号であると判定された場合（当該発信先電話番号について契約者又は利用者が本 HGW の管理画面で「許可」を選択した場合を除きます。）、当該本発信を行わず、また、本着信の発信元電話番号が迷惑電話番号であるか否かを判定し、当該発信元電話番号が迷惑電話番号であると判定された場合（当該発信元電話番号について契約者又は利用者が本 HGW の管理画面で「許可」を選択した場合を除きます。）、当該本着信について着信を拒否するサービスをいいます。
迷惑電話データベース	トビラシステムズが管理する、迷惑電話番号に係る情報を保管するデータベースであって、警察等の第三者機関から提供された迷惑電話番号に関する情報、又はトビラシステムズのサービスを利用する者等の第三者から提供されたログ項目データ、並びに本ログ項目データを逐次蓄積するデータベースをいいます。
迷惑電話判定レポート	本着信が迷惑電話番号から発信されたものと判定されて当該本着信が拒否された場合に、当該判定がなされた旨を通知する、指定メールアドレス宛での電子メールをいいます。
迷惑電話判定レポートサービス	指定メールアドレス宛てに迷惑電話判定レポートを送信するサービスをいいます。
迷惑電話番号	本 HGW の管理画面上で契約者が迷惑電話番号として登録した電話番号及び迷惑電話データベースに迷惑電話番号として登録された電話番号とを個別に又は総称していいます。

申込者	第4条第1項の定めに従い、本サービス利用契約の締結を当社に申し込む者をいいます。
利用者	契約者と合意の上、本発信を行い又は本着信を受けること（当社が別途指定するアプリケーションを利用して行うものを含みます。）に際して迷惑電話対策サービスを利用する、契約者以外の者をいいます。
ログ項目データ	迷惑電話データベースの作成及び更新に用いられるデータであって、当該機器が接続された回線への着信にかかる発信元電話番号と迷惑電話データベースの登録内容を照合する機能を有するトビラシステムズ所定の機器の製造番号、当該機器において「拒否」が選択され又は「許可」が選択された回数及び日時並びに当該機器が接続された固定電話機に着信した電話（迷惑電話を含むがこれに限られません。）の全着信件数、発信元電話番号（非通知であった場合はその旨の情報を含みます。）、着信日時及び通話時間、迷惑電話であったか否かの判定結果をいいます。
au ひかりちゅら電話サービス利用契約	当社が別に定める FTTH サービス契約約款にて定義する FTTH 電話契約をいいます。

第4条（本サービス利用契約）

申込者が、本規約に同意の上で、当社所定の手続に従って申込手続を行い、当社がかかる申込を受け付けた旨の通知を申込者に送付して当該申込を承諾した時点で、本サービス利用契約が有効に成立するものとします。

2 本サービスの利用申込に際し、当社所定の手続に従って au ひかりちゅら電話サービス利用契約の申込みがなされている必要があります。

3 申込者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は何らの責任を負うことなく、申込者との間で本サービス利用契約を締結すること並びに申込者及び当該申込者の指定する利用者による本サービスの利用を拒否することができます。

- (1) 利用申込にかかる申告内容その他の申込者が当社に提供した情報に虚偽若しくは不備又はそれらのおそれがあるとき。
- (2) 申込者が、当社の提供するサービス（本サービスを含みますがこれに限られません。以下本項において同じです。）の利用にかかる契約の解除又は当該サービスの利用停止等を受けたことがある場合又は現に受けている場合若しくはそのおそれのあるとき。申込者が、当社の提供するサービスの利用にかかる契約に違反する行為又は違反のおそれのある行為を行ったことがある場合又は現に行っているとき。
- (3) 申込者が、当社の提供するサービスの利用にかかる料金を当社所定の期日までに支払わなかった場合又はそのおそれのあるとき。
- (4) 当社が申込者に対して本サービスを提供するにあたり当社の業務遂行上支障があるとき。
- (5) 当社が au ひかりちゅら電話サービス利用契約の申込みを承諾しないことができるとき。
- (6) その他当社が申込者との間で本サービス利用契約を締結することを不適切と判断したとき。

4 当社は、1の au ひかりちゅら電話サービス利用契約につき、1の本サービス利用契約を締結します。

第 5 条（迷惑電話対策サービスの利用）

本サービス利用契約が締結された場合、契約者は、本規約等の定めに従い、迷惑電話対策サービスを利用することができます。

2 契約者は、以下の各号に定める事項について予め承諾したうえ、本サービスを利用するものとします。

- (1) 迷惑電話対策サービスは、トビラシステムズが迷惑電話番号に該当する可能性があるとして設定した迷惑電話データベース上の電話番号に係る本発着信が契約者の本 HGW においてなされた場合に、当該本発信を行わず、当該本着信について着信拒否とするサービスであり、au ひかりちゅら電話サービスを利用した本発着信（当社所定のアプリケーションを利用して本発着信を行う場合を含みます。）に際して迷惑電話を受発信すること並びに契約者又は利用者が迷惑電話について通話する可能性を完全に排除するものではないこと。
- (2) 迷惑電話対策サービスは、全ての迷惑電話を正しく判定することを保証するものではなく、詐欺、脅迫等の犯罪の発生並びに契約者及び利用者の経済的損害、精神的苦痛、不快感その他の不利益の発生を完全に排除するものではないこと。
- (3) 迷惑電話対策サービスを利用することにより、契約者又は利用者が発着信の拒否を希望しない電話番号について、迷惑電話であるとして本発信が行われず、又は本着信が迷惑電話であるとして着信を拒否される場合があること。
- (4) 本発着信について通話をするか否かの判断を含めた迷惑電話対策サービスの利用は、契約者又は利用者の責任と判断において行われるものであり、本発信が行われないこと又は本着信の着信拒否がなされたことにより、当該発信先電話番号又は発信元電話番号の利用者その他第三者との間で苦情、紛争等を生じ、又は契約者若しくは利用者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものであること。
- (5) 本サービスの利用には、契約者による au ひかりちゅら電話サービス利用契約の締結が必要であること。
- (6) ビジネスフォン、ホームテレホン、ドアホン、ホームセキュリティ等の利用状況、他回線との干渉、契約者又は利用者宅内の通信設備の影響その他の接続環境又は電話回線環境等の影響により、本サービスを利用できない場合があること。
- (7) 契約者は、前二号に該当したため契約者又は利用者が本サービスを利用できなかった場合であっても、本規約に別段の定めがある場合を除き、本サービスの利用料金の支払を免れないものであること。
- (8) 迷惑電話対策サービスの品質及びトビラシステムズがその顧客等に提供する迷惑電話データベースの情報精度の向上並びに迷惑電話判定レポートを指定メールアドレスに送信すること（契約者から迷惑電話判定レポートサービスの利用申込があった場合に限り、）を目的に、本ログ項目データが、契約者による au ひかりちゅら電話サービスの利用にかかる回線に接続された本 HGW を介し、契約者の費用負担においてトビラシステムズに対して 1 日に 1 回自動的に送信され、トビラシステムズが、当該本ログ項目データを、ログ項目データと併せて、迷惑電話対策サービスの品質及びトビラシステムズがその顧客等に提供する迷惑電話データベースの情報精度の向上並びに迷惑電話判定レポートの指定メールアドレスへの送信のために利用すること。
- (9) 前号に定めるトビラシステムズに対する本ログ項目データの送信は、本規約の内容に対する契約者

及び利用者の同意の有無を問わず、本 HGW を契約者による au ひかりちゅら電話サービスの利用にかかる回線に接続することで開始されること。

- (10) 第 8 号に定めるトビラシステムズに対する本ログ項目データの送信は、本サービス利用契約の終了によって終了するものであること。
 - (11) 迷惑電話データベースの転載、複製、複写、修正、改変、公衆送信、頒布、貸与、翻訳、翻案、二次的著作物の作成、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の利用並びに第三者に対する譲渡、使用許諾その他の処分（但し、本 HGW の管理画面において「拒否」又は「許可」の旨を登録する等の当社所定の方法で、特定の電話番号が迷惑電話番号である可能性についてトビラシステムズに通知する場合を除く。）が禁止されていること。
 - (12) 本ログ項目データに分析統計処理を施し個人及び個々の通信を特定できないよう加工した情報が、トビラシステムズから当社に提供される場合があり、当社が当該情報を当社の業務の遂行上必要な範囲で利用すること。
- 3 契約者は、契約者の責任及び負担において、前項各号に定める事項及び本サービスの利用にあたり第 16 条各号に定める事項が禁止されていることについて利用者の承諾を取得した上で、本サービス利用契約を締結し、利用者に本規約等に定める事項を遵守させたくて本サービスを利用させるものとします。

第 6 条（本 HGW の管理等）

契約者は、自ら又は利用者をして、善良なる管理者の注意をもって、当社の別途定める FTTH サービス契約約款及び FTTH サービスご利用規約に従い、本 HGW を管理し又は利用者をして管理させるものとします。

第 7 条（迷惑電話対策サービスの料金）

迷惑電話対策サービスの利用料金は月額 300 円（税込 330 円）とします。

第 8 条（迷惑電話判定レポートサービス）

契約者が、指定メールアドレスその他の当社が指定する情報を当社所定の方法及び様式で申告又は送信して迷惑電話判定レポートサービスの利用を当社に申込み、当社がこれを承諾した場合、契約者は、迷惑電話判定レポートサービスを利用することができます。なお、契約者が第 4 条第 3 項各号又は本条第 5 項各号のいずれかのために該当し若しくは該当するおそれがあると当社が判断する場合、当社は、何らの責任を負うことなく、契約者の迷惑電話判定レポートサービスの利用申込を承諾せず、契約者に迷惑電話判定レポートサービスを提供しないことができるものとします。

- 2 契約者が当社に対して申し出ることができる指定メールアドレスの数は、1 の本サービス利用契約につき 3 つとします。
- 3 指定メールアドレスの変更及び削除は、契約者が、当社所定の方法及び様式で当社に対し申告又は送信する方法で行うことができます。
- 4 迷惑電話判定レポートサービスの利用料金は、第 7 条の迷惑電話対策サービスの利用料金に含まれるものとします。
- 5 契約者は、迷惑電話判定レポートサービスの利用にあたり、以下の各号の定めを遵守するものとします。

す。

- (1) 契約者又は利用者以外の者のメールアドレスを指定メールアドレスとして指定しないこと。
- (2) 契約者が迷惑電話判定レポートサービスを利用すること及び指定メールアドレス宛に迷惑電話判定レポートが送信されることについて、予め利用者から同意を取得すること。
- (3) 契約者が利用者のメールアドレスを指定メールアドレスとして当社に申告又は送信する場合には、利用者のメールアドレスが当社に開示されることについて、予め利用者から同意を取得すること。
- (4) 本 HGW が接続された電話回線の品質、契約者又は利用者宅内の通信環境、又は指定メールアドレスにおけるメール受信許可設定の状況等により、迷惑電話判定レポートが指定メールアドレスに届かない場合があること。
- (5) 迷惑電話対策サービスの中止若しくは停止又は本 HGW の故障等、迷惑電話対策サービスを利用できない事象が発生した場合、迷惑電話判定レポートサービスを利用できない場合があること。

第 9 条（料金）

契約者は、本サービスの利用料金として、課金開始月から本サービス利用契約の終了日の属する月までの間、第 7 条に定める料金を支払うものとします。

2 当社は、本サービス利用契約が暦月の途中で終了する場合にも、当該暦月にかかる本サービスの利用料金について日割計算を行わないものとします。

3 契約者は、本規約に別段の定めがない限り、契約者又は利用者が本 HGW を au ひかりちゅら電話サービスの利用にかかる回線に接続しなかった期間についても、本サービスの利用料金の支払を要します。

4 本サービスの利用料金は、au ひかりちゅら電話サービスの利用料金と併せて支払うものとします。

第 10 条（委託）

当社は、本サービスの提供にかかる業務の一部を第三者に委託する場合があります。

第 11 条（利用中止）

当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するために使用するネットワーク、システム又は設備（迷惑電話データベースその他トビラシステムズの設定等を含みますがこれに限られません。）について保守又は工事を行う必要があるとき。
- (2) 自然災害、テロ行為、停電その他の不可抗力事由が生じたとき。
- (3) ネットワーク障害など、本サービスの提供を不能又は著しく困難にする事由が生じたとき。
- (4) その他当社が合理的な理由により、本サービスの提供を中止する必要があると判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合は、当社が指定するホームページに掲載する等の方法により、その旨周知を行います。但し、緊急やむを得ない場合は事後速やかに周知を行います。

第 12 条（利用停止）当社は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 契約者又は利用者が過去に若しくは現に本規約等に違反し、又は第 4 条第 3 項各号のいずれかに該当したと当社が判断したとき。
- (2) 契約者の本サービスの利用料金その他の本規約に基づく金銭債務が、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (3) 契約者が当社の提供するサービスの利用に係る料金その他の当社に対する金銭債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

第 13 条（本サービス等の変更及び提供終了）

当社は、本サービスの品質の維持・向上等を目的に、契約者及び利用者に事前に通知することなく、本 HGW に内蔵されるソフトウェアの仕様を変更する場合があります。

2 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難であると認める場合、本サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。

3 前項の規定により当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供終了に伴い本サービス利用契約を解除する場合には、当社が指定するホームページに掲載する等の方法により周知を行います。但し、緊急やむを得ない場合には事後の周知をもって足りるものとします。

第 14 条（契約者による解約）

契約者は、当社所定の方法により解約の申出を行うことにより、本サービス利用契約を解約できるものとします。

2 当社は、当社が前項の定めに基づく解約の申出を受領した時点で、当該申出にかかる本サービス利用契約が解約されたものとして取り扱います。

第 15 条（本サービス利用契約の解除）

契約者に以下の各号のいずれかに定める事由が生じた場合、当社は、通知催告等何らの手続を要することなく本サービス利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約等の各条項の一に違反し、当社から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、違反が是正されなかったとき。
- (2) au ひかり ちゅら電話サービス利用契約が終了したとき。
- (3) 差押え、仮差押え又は仮処分の申し立てを受けたとき。
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに準ずる申し立てを受け、若しくは自らこれらの申し立てをしたとき。
- (5) 合併によらず解散の決議をしたとき。
- (6) 自ら振出し、若しくは引受けた手形、又は自ら振出した小切手について不渡処分を受けたとき、又は支払停止に陥ったとき。
- (7) 本サービスの利用料金その他の金銭債務について、支払期限を経過してもなお支払わないとき。
- (8) 第 20 条に基づく表明又は確約に反する事実が判明したとき。
- (9) その他契約者の資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じた当社が認めたとき。

第 16 条（禁止行為）

本サービスの利用に当たっては、契約者は自ら又は利用者をして以下の行為を行い又は行わせてはならないものとします。

- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害する行為。
- (2) 本サービスの違法な目的での利用。
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為（但し、本 HGW の管理画面において「拒否」又は「許可」を登録する等の当社所定の方法で、特定の電話番号が迷惑電話番号である可能性についてトビラシステムズに通知する場合を除く。）。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (5) ウイルスその他の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為。
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為。
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
- (8) 本サービス又は当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為。
- (9) 法令、本規約等若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
- (10) 本サービスを営業目的で利用する行為（本サービスを第三者に再販売する行為を含むがこれに限られない。）。
- (11) 迷惑電話データベースの転載、複製、複写、修正、改変、公衆送信、頒布、貸与、翻訳、翻案、二次的著作物の作成、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の利用並びに第三者に対する譲渡、使用許諾その他の処分（但し、本 HGW の管理画面において「拒否」又は「許可」の旨を登録する等の当社所定の方法で、特定の電話番号が迷惑電話番号である可能性についてトビラシステムズに通知する場合を除く。）をする行為。
- (12) 迷惑電話データベースの抜き出し、解析、改変その他迷惑電話データベースの維持及び更新並びに迷惑電話情報の正常な提供を妨害するおそれのある一切の行為（但し、本 HGW の管理画面において「拒否」又は「許可」の旨を登録する等の当社所定の方法で、特定の電話番号が迷惑電話番号である可能性についてトビラシステムズに通知する行為を除く。）。
- (13) 反社会的勢力に利益を供与する行為。
- (14) 当社の事前の承諾なくして本 HGW を第三者に譲渡、担保提供、転貸する行為。
- (15) 本 HGW を分解、解析、改造、改変、損壊、破棄、紛失、滅失、汚損する行為。
- (16) 本 HGW を契約者による au ひかりちゅら電話サービスの利用にかかる回線以外の回線に接続する行為、及び本 HGW の貸与に関する契約において当社の同意のもと契約者が指定した本 HGW の設置場所の外へ持ち出す行為。
- (17) 当社の別途定める FTTH サービス契約約款、FTTH サービスご利用規約又は本 HGW の取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為。
- (18) 本サービスの利用にあたり当社に対して虚偽又は架空の情報を申告し、又は迷惑電話データベースに送信する行為。
- (19) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為。

(20) 前各号を助長する行為、直接又は間接に惹起し又は容易にする行為

第 17 条（遅延利息）

契約者は、本サービスの利用料金について支払期限を経過してもなお支払いがない場合には、支払期限の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延利息として、当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。但し、支払期限の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 18 条（権利の帰属）

本サービスに関する知的財産権は、全て当社、トビラシステムズ又は当社若しくはトビラシステムズにライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの提供は、本サービスに関する当社、トビラシステムズ又は当社若しくはトビラシステムズにライセンスを許諾している者の知的財産権についての全部又は一部の譲渡又は移転を意味するものではありません。

第 19 条（個人情報等の保護）

当社は、契約者に係る氏名及び名称、電話番号、住所及び居所並びに請求書の送付先等の情報を、当社の業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

2 当社は、本 HGW を介してからトビラシステムズに送信された本ログ項目データに分析統計処理を施し個人及び個々の通信を特定できないよう加工した情報を、トビラシステムズから取得し、当社の業務の遂行上必要な範囲で利用できるものとします。

第 20 条（反社会的勢力）

契約者は、自ら及び利用者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたって該当しないことを確約するものとします。

第 21 条（保証及び免責）

当社及びトビラシステムズは、本サービス及び迷惑電話データベースに蓄積される情報の安全性、正確性、完全性、有用性、最新性、契約者及び利用者の特定の目的に合致すること、契約者及び利用者の有する課題及び問題の解決並びに契約者及び利用者が迷惑電話番号からの着信について通話を行う可能性の排除について、何らの保証を行わないものとします。

2 契約者は、本サービスを自らの責任において利用し又は利用者に利用させるものとします。当社及びトビラシステムズは、本サービスの利用（本 HGW が接続された au ひかりちゅら電話サービスの利用にかかる回線において通話を行うこと及び迷惑電話判定レポートを受信することを含みますがこれに限られません。）に関連して生じた責任、負担、損害及び損失（本発着信にかかる通話、迷惑電話判定レポートに含まれたウイルス等の有害なコンピュータプログラム、本 HGW の故障並びに本 HGW 又は迷惑電話データベースに蓄積された情報の消失に起因して生じた損害を含みますがこれらに限られません。）について、第

22 条に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

3 契約者又は利用者が、本サービスによって提供されるサービスの利用に関して他の契約者や第三者（利用者を含みますがこれに限られません。以下本条において同じです。）に対して損害を与えた場合、契約者は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスの利用に関して、第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

第 22 条（損害賠償）

本サービスのご利用にあたり、当社の責めに帰すべき事由により契約者又は利用者が損害を被った場合、当社は、迷惑電話対策サービスの月額利用料相当額を上限として、当該損害を補償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失による損害については、当該上限を適用しないものとします。

2 契約者又は利用者が本規約等に定める事項に違反したことにより当社が損害を被った場合、契約者は、当社に対し当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 23 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 24 条（譲渡禁止）

契約者は、本規約等に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第 25 条（届出事項の変更）

契約者は、契約者の氏名、住所、連絡先電話番号その他の当社に届け出た事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により、速やかにその旨を届け出るものとします。

2 契約者が前項に基づく届出を怠ったことにより契約者又は利用者が不測の不利益を被ったとしても、当社はその責任を一切負いません。また、契約者が前項に基づく届け出を怠ったことにより当社が契約者又は利用者へ発送した通知が到達せず又は延着した場合、当該通知は通常到達すべき時に契約者又は利用者へ到達したものとみなします。

第 26 条（準拠法、管轄裁判所）

本規約及び本サービス利用契約の準拠法は日本法とします。

2 本規約又は本サービス利用契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（以下余白）

(附則)

- 1 本規約は 2022 年 12 月 1 日より適用します。